



平成 20 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ツカモトコーポレーション
代表者名 取締役社長 瀬川 健次
(コード番号 8025 東証第 1 部)
問合せ先 専務取締役 三宅 紀行
(TEL. 03 - 3279 - 1310)

内部統制システム構築の基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、変更箇所は下線で示しております。

記

1. 取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

経営理念を明文化し、ウェブサイト等で公表しているほか、取締役の使命の遂行と企業統治の徹底のために「役員規範」として取締役の行動規範を定めている。また「グループ行動規範」に反社会的勢力との関係遮断の方針を追記し日頃の業務運営の指針とする。

2. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行、意思決定に係る情報を文書で保存し、それらの文書の保存期間及びその他の管理体制については、当社の規則等による。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コーポレーション社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、リスク管理の体制を整えると共に「リスク管理規程」に則りながらグループ全体に係る計画を策定する。
- ② コンプライアンス、情報セキュリティ、災害、品質などに係るリスクについては、それぞれの対応部署とリスク管理委員会にて必要に応じ規則、ガイドラインを制定、研修の実施、マニュアルの作成や配布を行う。

4. 取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制 および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

以下の内部統制システムを用いて事業推進に伴うリスクを継続的に監視し、取締役の職務執行の効率性を確保する。

- ①定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常務会を毎月2回開催し、業務執行に関する基本的事項及び取締役会の付議事項を除く経営全般事項に係る意思決定を機動的に行う。
また社長以下全取締役をメンバーとする戦略会議を設け、絞り込んだテーマについて時間をかけて議論を行う。
- ②本部担当取締役を長とする内部統制部会を設置し、財務報告に係る内部統制について定期的に取締役会に対し報告、意見具申を行なう。
- ③本部に内部統制室を設置し内部統制構築の総括を行なう他、内部統制部会の事務局を担う。
- ④内部監査を担当する組織として常務会の直属に「監査室」を設置、「監査室」は監査方針、監査計画、監査結果を常務会、監査役、監査人に報告する。
- ⑤監査役は会計監査人の独立性を確保するため、会計監査人の監査報告について事前に報告を受け、監査過程及び結果も適宜報告を受ける。
- ⑥本部総務部及び内部統制室によりコンプライアンス、グループ行動規範にかかる従業員教育を行う。
- ⑦内部通報に関する規程に基づき社内通報システムの運用を行う。

5. 企業集団の業務の適正を確保する体制

前記効率性、適合性の内部統制システム参照

- ①当グループ企業各社の重要案件については、関係会社権限規定の定めにより報告、議決を行い決定する。
- ②当グループ企業各社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、四半期に1度のグループ社長連絡会と月に1度の分科会を開催し事業経営の進捗状況の確認と情報交換を行う。
- ③グループ会社監査役連絡会を四半期ごとに年4回開催する。

6. 監査役の補助使用人に関する体制

監査室に補助任務を命ずるほか、その職務の必要に応じて適切な補助者の任命を取締役に求めることができる。また、「監査役会事務局」を設置する。

7. 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助使用人はその任務について取締役または使用人のライン上司からの指示・命令を受けない。「監査役補助使用人」に関する人事異動、組織変更、人事考課等の決定は監査役の事前承認を必要とする。

8. 取締役および使用人の監査役への報告

取締役が報告すべき事項

- ①当社または当グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
- ②当社または当グループ会社の業績状況
- ③当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは当該事実に関する事項

使用人が報告すべき事項

内部統制部門に所属する責任者の内部監査実施状況または業務遂行状況

その他

監査役は、職務遂行に必要と判断したときはいつでも取締役または使用人に報告を求めることができる。

9. その他監査の実効性を確保する体制

本部総務部および経理部は監査役の事務を補助するとともに必要な協力を行う。

平成 18 年 5 月 2 日制定

平成 19 年 4 月 26 日改訂

平成 20 年 5 月 15 日改訂

以 上